

死後事務委任契約とは？

はじめに



「死後事務委任契約」とは、亡くなった後の事務手続きを特定の人をお願いする契約のことです。

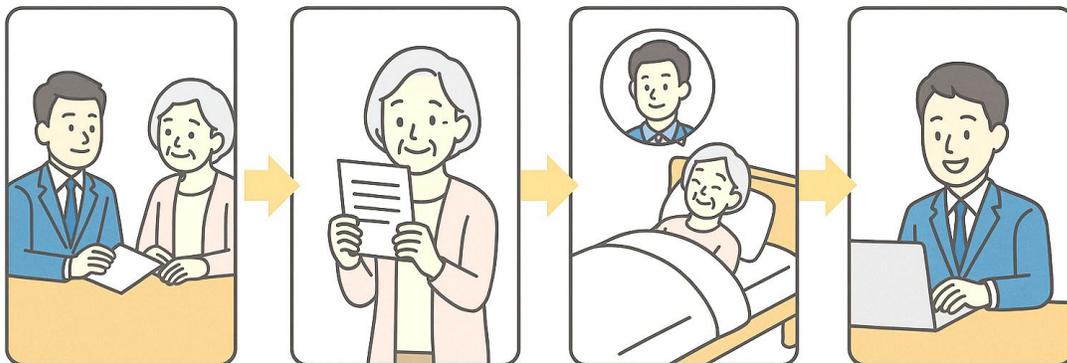
近年、おひとりさまや子どものないご夫婦、遠方に住む家族に代わって手続きを依頼したいという方が増えています。

本記事では、死後事務委任の内容やメリット、注意点を具体的な例を交えて解説します。

死後事務委任で依頼できる内容

死後事務委任では、以下のような事務を依頼することができます：

- 親族や関係者への連絡
- 通夜・葬儀・火葬に関する手配
- 死亡届の提出、保険証の返却など行政手続き
- 住居の片付け（遺品整理）
- 医療費や公共料金などの支払い
- 納骨や永代供養の手続きなど



【具体例】

山田さん（82歳・独身）は身寄りがなく、施設で生活していました。自分の死後に誰が手続きをしてくれるか不安に思い、行政書士と「死後事務委任契約」を結びました。

契約には、葬儀の手配や市役所への届け出、家財道具の整理、携帯電話の解約などが含まれていました。

これにより山田さんは「最期まで迷惑をかけずに済む」と安心して生活を続けられました。



契約の方法と費用

死後事務委任契約は、公正証書で作成することが一般的です。

委任内容、報酬、連絡方法などを明記し、公証役場で正式に契約します。

費用の目安：

- ・契約書作成費用：2万円～5万円程度
- ・公証人手数料：1万～2万円程度

※内容により変動します。

注意点

- ・契約は生前に結ぶ必要があります。
- ・信頼できる相手を選ぶことが大切です。
- ・遺言書との併用が望ましいです（財産の処分などは遺言書が必要）。

まとめ



死後事務委任は、誰にも迷惑を
かけずに人生の締めくくりを準備する
手段の一つです。

おひとりさまだけでなく、ご家族
に負担をかけたくないという方にも
おすすめです。